

独立行政法人日本学術振興会平成23
年度学術研究助成業務に関する報告書
に付する文部科学大臣の意見

独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年十二月十三日法律第百五十九号）
第21条第2項の規定に基づき、平成23年度学術研究助成業務に関する報告書に付する文部科学大臣の意見は次のとおりである。

平成24年11月

文 部 科 学 大 臣

平成23年度学術研究助成業務に関する報告書に付する 文部科学大臣の意見

科学研究費助成事業（科研費）は、すべての研究活動の基盤である、研究者の自由な発想に基づいて行われる「学術研究」を幅広く支援する唯一の「競争的資金」であり、我が国における重厚な知的基盤の形成に貢献するとともに、未来を担う人材の育成や将来のイノベーションの芽を育てるという大きな役割を担っている。

平成11年度に、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）（当時は特殊法人日本学術振興会）は、文部科学省（当時は文部省）から科研費の一部業務の移管を受けて以来、順次業務の移管を受け、現在ではほとんどの科研費業務を実施するとともに、審査制度等の改善に努め、公平・公正な審査制度を確立し、研究者をはじめとする多くの関係者から高い信頼・評価を得ている。

平成23年度には、研究現場から長年強い要望のあった、会計年度にとらわれない研究費の複数年度にわたる柔軟な使用を可能とするため、独立行政法人日本学術振興会法の一部改正により、振興会に「学術研究助成基金」を創設し、これにより、研究活動のさらなる活性化及び限られた研究費の効率的な活用を図ることができるようになった。

当該基金によって実施された平成23年度学術研究助成業務については、以下の点から、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。

1. 振興会においては、文部科学大臣が策定した「学術研究助成基金補助金交付要綱」に基づき、学術研究助成基金を造成して助成事業を実施した。
2. 助成金の交付に当たっては、文部科学大臣が決定した「学術研究助成基金の運用基本方針」に則り、複数年度にわたる柔軟な予算執行を可能とする「科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領」を適切に制定し、これに基づいて適切に助成金を交付した。
3. 研究課題の公募に当たっては、上記の関係規程及び文部科学省からの通知に基づいて「科学研究費助成事業—科研費—公募要領」を作成し、関係研究機関に対して通知するとともに、関係資料のホームページの掲載や研究機関及び研究者向けの説明会開催等により広く周知を行い、多数の応募につながった。
また、審査に当たっては、上記の関係規程及び「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」（文部科学省科学技術・学術審議会決定）に基づいて制定した「科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程」に基づき、書面審査及び合議審査の2段階により、専門分野に近い複数の専門家による審査（ピア・レビュー）によって学術的な重要性や波及効果等の観点等からの厳正・公正な審査を経て、採択課題が決定された。
4. 学術研究助成基金の管理については、特別な勘定を設けることで区分経理を行い、基金管理委員会等で定めた関係規程に則り、安定性と収益性に配慮した適切な運用が図られた。また、研究費の不正使用等を防止するため、研究機関に対する不正防止のための体制整備や内部監査実施等の義務付け、研修会・説明会の実施及び研究者向けハンドブックの配付等により、適切な指導・助言を行った。